

平成20年度 第7回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成20年10月6日(月) 11時00分～12時40分
2. 場 所：中央合同庁舎第7号館西館14階共用特別会議室-1
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針について
 - (2) 収支報告書等の記載方法について
 - (3) 登録政治資金監査人の登録状況について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 政治資金監査に関する具体的な指針(政治資金監査マニュアル)(案)
- 資料2 政治資金監査実施要領
～領収書等の確認に当たっての留意事項～
- 資料3 政治資金監査実施要領
～会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項～
- 資料4 「政治資金監査に関する具体的な指針」中間とりまとめ案に対する意見等
- 資料5 収支報告書等の記載等について政治団体から問い合わせの多い事例について
- 資料6 登録政治資金監査人の登録状況について
- 資料A 政治資金監査実施要領(案)
- 資料B 研修テキスト補足説明(案)
- 資料C 政治資金監査チェックリスト
- 資料D 収支報告書等の記載等について政治団体から問い合わせの多い事例
- 資料E 会計帳簿の記載例

資料F 会計帳簿への記載方法検討の視点

資料G 収支報告書等の記載方法等に関する意見案（未定稿）

（本文）

【上田委員長】 それでは、ただいまから第7回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入る前に第5回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第5回委員会の議事録について御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

【上田委員長】 では、そのように取り扱わせていただきます。6年後の公表まで事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また第6回の委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等がありましたら、事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題の「政治資金監査に関する具体的な指針について」でございますが、まず資料1の「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）（案）」について、説明を事務局をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料の説明をさせていただきます。

公表用の資料として資料1から6まで、また、委員限りの資料といたしまして資料Aから資料Gまで用意させていただいております。

それでは、まず資料1「政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）（案）」についてでございますが、これにつきましては、各士業団体、また政党の方、それから、事実上パブコメをして国民の方からの御意見を踏まえて、修文を前回の委員会でも御議論いただいたところでございますが、基本的に修文案のとおりここに御用意させていただいております。

若干字句の修正等を加えておりますが、前回から加えた大きな点としては、冒頭「はじめに」というものを掲げております。表紙をおめくりいただきまして「はじめに」のところを御覧いただきたいと思っておりますが、ここに5名の委員の方々連名で今回、このマニュアル

ルを策定し運用するに当たって、対外的に考え方を明らかにしておきたいということについてまとめております。

特に中ほど、3段落目でございますが、「本マニュアルは、改正法の目的でもある政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上に対する国民の要請に応えると同時に、政治資金監査制度の円滑な導入・運用を図るには登録政治資金監査人の責任と負担にも留意することが必要であるということ踏まえ」て取りまとめた、ということを書いております。

また一番下のところで、「このような中で、本マニュアルについては各士業団体や政党・政治団体等からの御意見も踏まえ、現時点で考え得る限りの検討を尽くしたところであるが、実際の運用に際しては、本マニュアルが想定しない様々な場面に直面することも考えられるところである」ということで、次のページに行きまして、そこで「委員会においては、実際に政治資金監査が行われる前の段階から」、「質問、意見等についてはできる限り速やかに検討を行い、見解を明らかにしていく」と。また、「運用状況を慎重に見極めながら」、「必要に応じ本マニュアルの見直しを図り、その内容に改善を加えていくことが必要」だという考え方をここに示しております。

それから中の方を見ていただきますと、若干体裁は変えておりますが、内容について大きく変えたところはありません。また以前、○で各項目を示していたのですが、説明するとき、今後、研修とかで引用するときに引きやすいように、各ローマ数字の章ごとに上から各項目に番号を振っております。内容については基本的には前回御議論いただいたところでございます。

またこのマニュアルをまとめるに際しては、後ほど若干御説明させていただきますが、資料4、横長で、先ほど冒頭にも申し上げましたが、8月に出しましたこの指針の中間取りまとめ案に対する御意見、これに対しての委員会としての考え方というものを合わせて示す中で、このマニュアルを確定させていきたいと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきましては、御意見とか御質問がございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしゅうございますか。

では、先に進むことにいたしまして、次に「政治資金監査実施要領」について、資料2、資料3及び関連する委員限り資料の説明を事務局にお願いします。

【松崎参事官】 それでは、資料2、資料3、これは資料2が領収書等の確認に当たっての留意事項、資料3が会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項ということで、マニュアルの下にぶら下がります実施要領のうち、2つの項目についてまとめておられます。これらにつきましては、8月に公表いたしました中間取りまとめ案の段階でも公表しておまして、それに対して意見もいただいて修正をしているものでございます。

あわせて委員限り資料の資料Aを御覧いただきたいと思います。資料2と資料3についての御説明を、この資料Aの方で、どこを直したかというところを確認していただきたいと思いますので、この資料Aの方で説明をさせていただきたいと思います。

なおこの資料A「政治資金監査実施要領（案）」につきましては、表紙をめくっていただきますと、目次としてIからVIまで、これらの項目について最終的にはまとめたいと考えておりますが、本日の段階では、このうちのIIIとIVについて御議論いただいた上で、決定していただければと考えております。

後ほどI、II、V、VIについては、説明をさせていただきまして、本日御議論いただいた上で、次回の委員会でできれば御決定をお願いしたいと考えておまして、この実施要領については、取り扱いとして2つに分けて御議論をいただきたいと思っております。

それでは、この資料Aの6ページ、「領収書等の確認に当たっての留意事項」を御覧いただきますと、修正点を赤で表記しております。1のところは「国会議員関係」というものを「政治団体」の前にきちんと入れたということ、それから、3のところは「会計責任者等において」というのを加えておりましたが、その加える場所を変えております。4のところも金融機関から「交付される」を「作成した」ということで、これは法律の条文に合わせて直しております。また5のところ、人件費「に係るものを除く」というのを「以外の経費の支出に限る」という表現に改めております。

7ページを御覧いただきますと、8のところでございますが、高額領収書のあて名に国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない名称が記載されているものについて、「その事情を確認する」と書いておりましたが、後の方のヒアリングに当たっての注意事項の表現と合わせまして、「これらの領収書等が当該国会議員関係政治団体あてに発行された領収書等であることの確認を会計責任者等に求める」と改めております。

9のところは、前は例示をやめて、全体として読めるような表現に変えたんですが、その際に文末のところも改めていたのですが、それで文意が変わってしまうのではないかということでの御指摘を踏まえまして、元に戻しておまして、「記載されていることに

留意すること」としておりましたが、「記載されていても、やむを得ないものである」と改めております。

また10のところの3つ目の・でございますが、ここは「一般の大法人」というのは定義があいまいではないかということで意見をいただいている、そのの修文を検討してはいたのですが、前に示した修文案も不自然であるということの判断の問題とかいろいろ出てきて、なかなか落ちつけられるような修文案が考えられませんでした、基本的にはもとのままに戻した上で、大変恐縮ですが、委員限り資料のBというものを御覧いただきたいと思いますが、この「一般の大法人」につきまして、研修テキストの方で補足の説明をさせていただくことによって、監査人の方に誤解の生じないような形にしたいと考えてございます。

資料Bの方を御覧いただきますと、「研修テキスト補足説明（案）」でございますが、「一般の大法人」とは、資本金や出資金の額にかかわらず、全国的又は当該地域において一般に広く知られた法人をいうものであり、このような法人が自前の領収書等を使用せず、市販の領収書等を使用することは通常考えがたいものである。そういうものをここでは確認する。その例として掲げているということでございます。

続きまして資料Aの方にお戻りいただいて、8ページでございますが、「会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」でございます。これにつきましては、「政治団体」と書いてありますところを「国会議員関係政治団体」と正式な名称に変えております。

9ページについても同様でございます。

なお、一番下の10のところでございますが、亡失等一覧のところでございますが、これは基本的には人件費以外の経費の支出について書いていただくということと、領収書等亡失等一覧表の提出につきましては、既にマニュアルのところにございましたように、書面監査の段階で提出をされておりますので、ヒアリングの段階で求めるということの誤解がないように、ここを削除しております。なお、当該経費が支出されたことの確認につきましては、やはり念を押すという意味で必要であろうということで、原文のままここに残しております。

なおちょっと戻っていただきまして、9ページの一番上の5のところ、ヒアリングの事項として3つ掲げているほかに、なお書きとして、「なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものである」ということで

ございますが、これにつきましては、これまでも収入印紙の問題ですとか、そういった議論がございましたので、どういったものが委員会の場で議論されたかということ明らかにするために、研修テキストの方で補足をしたいと考えておりました、資料Bの2枚目のペーパーを御覧いただきたいと思っております。

ヒアリングに当たっての留意事項に関する補足説明として、このなお書きのところについて議論となった事項は以下のとおりということで、1つが領収書への印紙の貼付漏れ、2つ目に人件費関係書類の不備、例えば源泉徴収簿における税額計算の誤りなどもこれに含まれます。さらにこれまでに御議論がございました事務所の借料損料の取り扱いということで、これもここでヒアリングの対象となり得るということをはっきりしたいと考えております。

資料Aの方に戻っていただきまして、10ページのところで、若干赤が入っておりますが、字句の修正でございます。

それでは、公表用の資料としての資料2、資料3及び関連する非公表資料のところの説明は、この領収書とヒアリングにつきまして、以上でございます。

【上田委員長】 何か御質問とか御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【牧之内委員】 ちょっとすみません、基本的な質問です。指針の中に実施要領を記載しているところがありますか。ちょっと1例ぐらいでいいですけども。

【松崎参事官】 マニュアルの方ですね。資料1の10ページのところの上から2つ目、7のところで契約の締結に当たって要領の留意事項を参考にするということがあります。

【牧之内委員】 わかりました。それと、前に戻って恐縮ですけども、資料1の具体的な指針をこの監査マニュアルと呼ぶ意味は何ですか。意味というか、なぜあえてこう呼ばなきゃいかんのかと。要するにマニュアルというと非常に具体的な指導書みたいな感じをニュアンス的に受けるんですが、むしろ実施要領の方がそういう意味を持っていますよね。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 基本的には、立法の当時から、具体的にどのように監査をするのかということ委員会を決めてもらうという中で、そのときに監査マニュアルという言葉が一般的に使われておりましたので、それを引き続き今回も、法令の用語としては具体的な指針と書いているんですが、これまで我々が各方面に御説明するときもこの具体的な指針が

監査マニュアルですということでの説明をしております、そこで今回、副題としてこの監査マニュアルということで置いております。

【牧之内委員】 指針と呼んでもいいですよ。いわゆる指針的なことが書いてあるんですね。実施要領の方が何となくマニュアルっぽいんですけども、その辺はどうですか。

【松崎参事官】 まさに具体的な指針と、実施要領を含めて政治資金監査マニュアルということに、その方が説明としてはすっきりするかなという感じが若干いたしますが、これまでも指針イコールマニュアルという形での説明をずっと春先からしておりましたので、今回まとめるに当たっては、マニュアルをまとめたということで説明をしていきたいと思えます。またそれを補足するものとしての実施要領で、基本的にはまさに法律で言えば、当然具体的な指針に溶け込んでいくものだと考えております。

【牧之内委員】 だから、マニュアルの中に要領、要領で書いてありますよということもあるから、いわば一体としたものだと理解すればいいんですか。

【松崎参事官】 はい。

【牧之内委員】 はい、わかりました。

【上田委員長】 ほかに御意見ございますか。

じゃ、次に政治資金監査実施要領のその他の事項について、説明を事務局にお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、引き続きまして資料A、実施要領の方の、ただいま御説明いたしましたⅢとⅣ以外のところを御覧いただきたいと思えます。

まず1ページ目の「I. 政治団体の区分に異動があった場合の留意事項」ということでお示しをしております。1のところでございますように、年の途中で国会議員関係政治団体の期間があれば、仮にその後、その他の政治団体に変ったとしても、1年分の収支報告書について政治資金監査を受けなければいけないということになっております。したがって、監査をする立場の方からすると、国会議員関係政治団体としての期間とその他の政治団体としての期間の両方を見なければいけないんですが、その際にそれぞれの団体においては領収書の徴収義務、保存義務、そういったものの基準が変わっておりますので、その点について整理をした表を掲げております。

そういう点では、1年を通して国会議員関係政治団体であるのがオーソドックスな形態かと思いますが、途中で県議員の方が国会議員に立候補したとか、いろいろなケースの中ではここでの取り扱いが変わりますので、監査の際にこの違いに留意をしていただくと

ということが必要になります。例えば領収書等について、国会議員関係政治団体の場合には、すべての支出について徴収して保存しなければいけないということですが、資金管理団体その他の政治団体の場合は、1件5万円以上の支出になるということですが、

なお収支報告書では、この国会議員関係政治団体の期間というのが明らかにされますので、どの期間から取り扱いが変わるかということは、監査人としても当然監査の際に知り得ることができるということになっております。

続きまして2ページ目、「Ⅱ．政治資金監査契約締結に当たっての留意事項」でございます。この部分につきましては、前回の委員会でも資料をお出しさせていただきました、その際にさらに各士業団体の方と事務的にいろいろ詰めたいと申し上げたところでございますが、いろいろ御意見をいただく中で、赤で直しているところを修正しております。

例えば2のところでございますが、これは必要な助言等を行う事前準備としての契約について書いてあるところがマニュアルの方と表現が違ってございまして、きちんと読めないという御意見を踏まえて、マニュアルの方の表現と合わせております。

3ページ目を見ていただきますと、まず6のところですね。政治資金監査の対象として、国会議員関係政治団体から提出されたというのをはつきりさせようと。これがないと、仮に提出されない、言い方は悪いですが、政治団体の側が隠している資料まで含めて監査の対象にしなければいけないのかということになってしまいかねないということで、ここを明らかにする。

それから8のところですが、報酬の額について、国会議員関係政治団体の支出の規模と書いておりましたが、必ずしも支出の規模で云々はできないだろうという御意見、例えば支出の規模でも100万円単位での支出しかなければ、領収書は非常に枚数が少ないということにもなりますので、きちんとその領収書等の枚数や整理状況に応じと、あくまでも実務に則した、業務量に則して考え方を示しております。

それから11のところの1つ目の・のところは、これは国会議員関係政治団体の側の責任を書いているところですが、これは監査人と国会議員関係政治団体との関係ではなくて、政治団体が法的に義務を負っていることを書いておりますので、これはあえて契約の際に書く必要はないだろうということで、落としております。

続きまして4ページ目のところ、(5)の契約の解除のところ、14の2つ目のところですが、国会議員関係政治団体が順守すべき関係法令を順守しない場合、解除できますよ

としていたのですが、具体的にはどういうケースなのかということ考えた場合、結局のところ、上のところで書いておりますように、国会議員関係政治団体の責めに基づき監査の実施が不可能になった場合といったことに、あるいは下のところの政治団体の会計責任者が誠実に対応しないと、いろいろな意味でそちらの方で十分読めるのではないかと、これを削除いたしております。

次に5ページ目の18のところですが、今回、政治資金監査の監査人は個人として監査を行うものですので、法人として契約を締結することはできないということを明確にしております。

契約に当たっての留意事項は以上でございます。

続きまして、ちょっと飛んでいただきまして11ページ、これは領収書を徴し難い事情の具体例、いわゆる徴難明細書というものが政治団体から提出されるのですが、その際の徴難事由にどういうことが書かれているのか、おおむねこのような例が書かれてくるのではないかと、これを示しております。

特に前回から直したところですが、例としては、1つは香典、祝儀、それから近距離の切符と書いていたんですが、それで100キロ圏内、1,620円以内といったJRの例などを目安にと考えていたんですが、例えばSuicaとかでJRに乗った場合、1,620円圏のところを超えて乗っていくことが可能で、その際には領収書もとることはできないだろうということもありますので、バス、電車等の切符とした上で、購入又は利用の際に領収書等が発行される場合を除くと。自販機で買った場合でも領収書が発行される場合は、当然その領収書を貼付していただくということを考えております。

それから振込みの方法による支出、振込明細書につきましては、振込明細書に係る支出目的書というものが出される場合もあれば、この徴難明細書とあわせてこの振込明細書の写しが貼付されてくる場合もあるということで、2つのケースがございます。両方で読めるということでございます。

それから支出の目的が記載されない振込金受領証というものも、この徴難明細に出てくる可能性があるということで、ここに書いております。

それから口座振替の利用、金銭以外の支出、領収書を発行しない自販機の利用などが考えられると思われそうですが、その上で、次の12ページでございますが、一般的にはこのくらいの例を示しておけば、監査人の方々が監査する際に普通に監査が進められるのではないかと、思っているんですが、なおそれ以外の事情でも記載されてきて、それが合理的と判

断される場合は構いませんし、その点について疑義がある場合には、委員会の方に確認をしていただきたいということで、照会してもらうということを書いております。

続きまして政治資金監査報告書の記載要領、13ページでございます。政治資金監査報告書の記載要領でございますが、この点で修正しておりますのが5のところ、領収書等亡失等一覧表についてですが、1つは人件費以外の経費の支出について記載されるということと、この一覧表は会計責任者から提出されるのだということを明記しております。

それから6のところ、登録政治資金監査人は監査報告書の作成において、記載例に加え、特に必要があると判断した事項がある場合は、委員会の方に照会してもらうということを考えております。

基本的にはその後にあります記載例として3つの例、特に問題がない場合、会計帳簿に不備がある場合、それから亡失等一覧に代表されますように、きちんと支出されたということが確認できないものがある場合がございます。

またこれまでの委員会での御議論で、基本的には定形的な報告書にすべきである、また簡潔にすべきであるということをお願いしておりますので、その文例、ここに示しております記載例にのっとった形で作成されることとは考えておりますが、なおそれ以外のこと、監査を行った際には現場でいろいろ出てこようかと思っておりますので、それにつきましては、またこの場でも御検討いただいた上で、方向を示していきたいと考えております。

なお14ページ、15ページと赤で直しておりますのが、引用条文について、必ずしも引用しなくてもいいのではないかとこのところを削っております。

あと14ページの中ほど、監査の概要(1)のところ、「法第12条第1項(又は法第17条第1項)」と括弧書きしておりますが、報告書を出す際にはどちらかの条文1本で来るべきものですので、特に第17号第1項の方は解散した団体が提出する収支報告書についてでございますので、それは注書きで別にしております。それは15ページの四角の外に書いているところでございます。

以下(2)(3)につきましても、同様の修正を加えております。

最後の20ページを御覧いただきたいと思いますが、これは領収書等亡失等一覧表の様式を示しているところでございますが、ここで1つは備考欄について、収支報告書に記載される支出については、その相手方、それから住所、それについても備考欄に記載をしてもらおうということで、このような様式にしております。

以上でございます。

【上田委員長】 御質問とか御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

【松崎参事官】 委員長、よろしいでしょうか。ただいま説明いたしましたこの実施要領の部分につきましては、なお士業団体の方とも若干の調整を要するところがあるということ、それからまた政治団体に対しても、これまで全然示されていないところでもございますので、そういった政党側にも若干考え方を事務的には確認をした上で、次回の委員会で必要なところを御報告させていただいた上で、決定にいかればと考えておまして、それで先ほどの領収書とヒアリングについてと取り扱いを異にして、今日の議論、さらに次回の議論ということにしております。

あわせてちょっと説明が漏れましたが、委員限り資料の資料Cとして「政治資金監査チェックリスト」というものもお手元に用意しております。これはこれまで御説明させていただいたところと内容を変えていないのですが、なおこれについても士業団体との調整を残しておりますので、これにつきましてもあわせてもう少しお時間をいただいた上で調整させていただいて、次回に決定できればと考えておりますので、お願いいたします。

【上田委員長】 じゃ、士業団体の調整の結果をまた踏まえて議論いたしましょう。

次に資料4「政治資金監査に関する具体的な指針」中間とりまとめ案に対する意見等について、説明をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料4について御説明をさせていただきたいと思います。

前回の委員会では主な意見等ということで、横長の表でございますが、お示しさせていただいた上で、必要な修文について御検討いただいたということですが、なおほかにも御質問に当たるようなもの、それで委員会としてお答えをすることによって、今回の意見を受けたことの回答にしたいと思っているものが幾つかございますので、御覧いただきたいと思います。

例えば幾つか御紹介いたしますが、2ページ目を御覧いただきたいと思います。その3つ目で、政治資金監査報告書への虚偽記載及び秘密保持義務違反について、該当する場合の具体例を示されたいということですが、ここでは例えば正式に監査を行っていないにもかかわらず報告書を作成した場合と、また秘密保持義務違反については、監査を行ったことにより知り得た個人情報を漏らした場合とが考えられる。ただいずれにしても、司法当局において判断されることというふうにしております。

それから次の3ページ目の一番上のところで、これは同様に士業法上の信用失墜行為に該当するのはどういうことかということですが、その士業法における信用失墜行為に該当

するか否かについては、それぞれの懲戒権者において判断されるものと書いております。

それから7ページ目の一番下でございます。これは領収書等亡失等一覧表を提出するというのですが、領収書等の再発行を拒否された場合、また領収書等を発行した会社が倒産してしまった場合は、結局領収書等がないとしても、やむなく領収書を再徴収できなかった場合ではないかということで、これは領収書の徴収保存義務違反には当たらないと理解してよいかという問いですが、徴収保存義務違反に当たらないかどうかということではなくて、そもそもこの領収書等亡失一覧では、亡失等をした事実、要するに領収書がないというところまででございます。その事情まで監査人が判断するというものではないということを明らかにしておきたいと考えております。

続きまして16ページの2つ目でございますが、これは個人の方ですが、事務所費について、事務所の利用実態と事務所費の発生というものを、きちんと整合性があるのかどうかチェックすべきだということでございますが、今回の監査、外形的、定形的に確認するんだということからすると、実態面に則してまでその整合性を確認することについては、やはり制度上限界があるということでございます。

なおその他の意見として、例えば21ページの下の問題ですが、公選法に違反した場合、監査人が連座制に問われることはあるのかということで、それは関係ございませんといったようなことなどがございます。

それから今回、まさに中間取りまとめをしたものに対する意見ですが、それを超えてさまざまな意見が寄せられておりますので、それについては意見だけ表記するというので、特に考え方は示しておりません。

なお一番最後の23ページについては、この制度自体は必要ないんだという御意見もいただいております。

資料4につきましては以上でございます。

【上田委員長】 資料4の中間取りまとめ案に対する意見等につきまして、御質問とか御意見がございましたらどうぞ。

小見山委員、どうぞ。

【小見山委員】 今、資料の7ページの一冊下のところを御説明いただきまして、ここは領収書等の発行する会社が倒産したり、また再発行を拒否されたというような場合、やむなく徴収できなかった場合についての御質問に対して、当委員会としては、亡失した等の事情が正当かどうかは監査人が判断するものでないということ、これはそのとおりだと

私は思っておりますが、ただこういう質問がこれからどんどん出てくると思うんですね。細かいものについては非常に多いと思うんですが、その折りに、この監査人はそういうものに対して判断する性格にないということをどのような形で強く表現していくかということが、今後の大きな課題になってくるんじゃないかと思うんですね。

まだちょっと先の話ですけれども、マニュアルという形でこれをつくって公表させていただく。監査人の責任もここに書いてあるんですけれども、一般の方たちは同じようなことが質問に出てくるものですから、今後どういう形で強くやっていくのかなということも、今、ここで回答されなくても構いませんけれども、将来において、私どもが検討していかなくちゃいけないんじゃないかなと思いましたので、意見として発言させていただきました。

【上田委員長】 事務局長。

【丹下事務局長】 今の小見山委員の御意見に関しては、私も同じことを感じておりまして、政治資金の監査報告書、すなわちアウトプットでございますけれども、これには、先ほど参事官の方から御説明いたしましたように、領収書等の亡失等一覧というのを書いてございます。仮にその中に政治団体サイドの事情とかエクスキューズを、定形的に書かせる余地があるならばそういう考え方もあるでしょうし、それはどうしても正確に書くのが難しいという場合には、先ほど申し上げましたように、そういう事例が生じた場合には、当委員会での適否について協議するという仕組みで解決していったらどうかと、現段階では考えているところでございます。

【牧之内委員】 エクスキューズを書いていいということですか。

【丹下事務局長】 書くかどうかも含めての検討が必要です。例えば、倒産してどうしても書けないとか、あるいは海外でもらったんだけれども、今さら取れないとか、そういう事情で斟酌する余地があるものがあれば、定形的に書かせる方向も1つのやり方なのかなと考えております。

【牧之内委員】 現在の20ページの案はそういうことは書いていないですよ。

【丹下事務局長】 ええ。現在のは書いておりません。

【牧之内委員】 それをまた見直すということですか。

【丹下事務局長】 ええ。

【上田委員長】 事務局長。

【丹下事務局長】 現在、備考欄に住所しか書かせておりませんが、これに加え

て、特殊な事情がある場合には、それを書くことも含めて検討したいと考えております。

【牧之内委員】 検討するのですか。

【丹下事務局長】 はい。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 検討するというのはどういう意味ですか。今、これが表に出ていくわけでしょう。

【丹下事務局長】 いえ、これは出ていきません。

【松崎参事官】 先ほども申しましたが、本日はこの実施要領のうち、領収書とヒアリングのところだけ表に出して、それ以外のところは次回まで。

【牧之内委員】 次回ですというのはそういう意味ですか。わかりました。

【松崎参事官】 はい。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 これは私からのお願いなんですけど、この領収書等亡失一覧表というのは、あくまでも政治団体の方がおつくりになって、監査人の方は受け取るだけなんです。ですから、もしそういう具体的な内容をお書きになったり、そういうことがあったとしても、それはちゃんとこの一覧表は監査人がつくったものではなくて、先方からただ単にいただいただけですということを確認していただくのと同時に、その理由まで我々はチェックしていないんだということも付記していただくような形でお願いしたいと思います。

【上田委員長】 ほかに御意見ございますか。

じゃ、次の第2の議題、「収支報告書等の記載方法について」、説明をお願いいたします。

【林崎政治資金課長】 本日、第2の議題として、私ども政治資金課の方からお願いしておりますのが、この「収支報告書等の記載方法について」ということでございまして、資料の5というのを、これは公表資料ということで本日用意させていただいております。

収支報告書等の記載につきまして政治団体から問い合わせの多い事例について、私どもの方で把握しているもの、問題点といったものをまとめまして、当委員会におきまして御覧いただき、そして御意見をいただければという趣旨で用意させていただいております。

実はこれにつきましては、今後、来年の1月1日からいよいよ改正法がフル施行されますので、これまで各政治団体などからも要望の強かった収支報告書等の記載方法について、

私どもの方で国会議員関係政治団体収支報告の手引きといった形で取りまとめをしたものを、できれば11月の中旬までには作成をし、公表していきたいと考えておりました、そしてその手引き、平成21年版ということになるかと思いますが、その手引きを作成するに当たって、記載方法についてこれまでよりも改善を加えられればといったことで、今、お手元の資料5として用意させていただいているような点について、一定の整理を進められればということで御相談申し上げている次第でございます。

付随しまして、この資料5とあわせて、これは非公表、委員限りの資料ということで、同じく用意させていただいております資料のD、それからE、F、そしてGといったものを用意させていただいておりますので、あわせて御説明させていただきたいと思っております。

まず資料5の方からでございますけれども、今申し上げましたような事例についてということで、政治資金課名でペーパーを出させていただいております。

現状からでありますけれども、収支報告書等におけます支出の記載方法につきまして、特に前回の委員会でも御紹介申し上げましたように、プリペイドカードでありますとか、あるいはETCでありますとか、そういった決済方法等が多様化してきているようなもの、これを政治団体においても活用するケースが増えてきていると考えられまして、これに対して具体的に問い合わせが私どもの方にありますれば、この現状のところにも書いてございますけれども、収支報告書等の記載につきまして、これは原則現金主義といった形でこれまでお答えしてきている。

あわせて支出実態を公開するといったことも非常に重要な要素でございますので、こういった2つの原則のもとに、金銭の支出、それから実際の売買等におけます支出相当分の計上、そしていわば収支のバランスが崩れないようにということで、便宜上の収入を合わせて計上するといったような経理処理等を情報提供しているところでございますけれども、なかなか煩雑でもあり、理解しにくいといったこともございまして、どの程度浸透しているか疑問であるという状況でございます。

具体の問い合わせ、その下の①、②、③といったことで書いてございますけれども、①につきましては、いわゆる商品券、図書券、あるいはSuicaといったような前払い式のもの、②につきましては、ETCカードといったような後払い式のもの、③は若干①、②とは趣旨が異なりますけれども、特に政治団体はよく利用されているようで、法人向けの文具配達サービスといったものもございまして、何回注文しても支払いは月1回、領収書等が1枚やってくると、こういったものもあって、こういったものをどういうふうにか

計処理の際に取り扱いをしていったらいいのかといったこと、その他金銭以外の物品等々によります寄附の記載方法などについても問い合わせがあるということで、先ほど私の方からも申し上げましたけれども、平成21年分の支出から事務負担が増加しますし、また監査も入るということで、今申し上げたような基本的な考え方は維持するとしても、会計責任者等に広く理解されて、国会議員関係政治団体、登録政治資金監査人双方の事務負担が軽減されるような、簡易な記載方法が検討できないかということをお委員会で問題提起をさせていただいた、そういう紙が資料5でございます。

内容につきましては、非公表の資料に沿って御説明申し上げたいと思いますが、委員限りの資料DとE、それからF、先ほど申し上げたようにGもあります。今申し上げたその現金主義あるいは支出実態の公開といった点につきましては、この資料のFというペーパーを用意させていただいております。

まずFからざっと御覧いただきたいんですが、そもそも会計帳簿の意義という点につきまして、これは私どもの方の政治資金規正法の逐条解説といった本がございますが、こちらの方ではこの会計帳簿、第9条につきましては、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にさせておくためといった記述がございます。

それから年末、12月31日現在で締め切り、それぞれに署名押印しなければならないといった記述もございまして、これらからいきますと、やはり基本は現金主義、当該政治団体に今、現金が幾らあり、いつ幾ら出ていった、いつ幾ら入ってきたと、こういったものを管理していく。これが会計帳簿の基本的な意義であろうと考えられます。

それから収支報告書の意義につきまして2のところで書いてございますが、政治資金の収支を国民の前に公開するというのが本法の目的であるということでありまして、これも現金主義が基本ではあると思いますが、やはり趣旨からいけば、その支出の実態といったものも明らかにしていく必要があるということを含んでいるんだろうと解されます。

こういった点に鑑みまして、先ほど御紹介したように、前払い式、後払い式、あるいは無償提供等の場合に、技術的に収支がきちんと管理できるように、収支両建て方式といったものを使っているわけでありまして、4番目としまして、そういった意義を損なわずに事務負担を軽減するための簡易な記載方法について御検討いただければということでもあります。

その際の留意点として、そこに書いてございますような団体の実務でありますとか、政党助成法との関係と書いてございますのは、政党助成法の方は基本的に支出を記載すると

ということになっておりますので、両建てしようにも、収入に両建てできないといったような場面もありまして、そういった状況にある政党助成法との関係で、あまり違う形では書きにくいのかなといった問題意識、それから、来年に向けまして私どもの方で今、開発中の会計帳簿ソフトといったものがございますので、こういったものでどの程度煩雑さといったものを乗り越えていけるのかといった視点もまたあっていいのかなということで、このような記載をしているわけでございます。

以上のような点を背景にいたしまして、具体的に見ていただきますと、資料Dでございます。そこでございますように、具体例として、まず第1のカテゴリーで商品券、S u i c a等の前払い式でございます、第2のカテゴリーとしては、クレジットカード、E T C、あるいはP i T a P aというのは関西系の私鉄のようではありますが、月利用の上限が20万円あるそうございまして、後払いなんだそうではありますが、こういった形で先に使って後からお金を払うというカテゴリーがあるわけでありまして。

それから3つ目、若干趣は変わりますけれども、先日来御議論いただいているようないわゆる事務所、物品といったものの無償提供の際の記載方法、無利子で貸し付けしたような場合といったものも、似たような問題が生じます。

最後、また趣が違いますが、文房具の調達といった際の、A S K U Lといった商品があるようございまして、そういったものにつきましての問題でございます。

まず1点目の前払い式、1枚おめくりいただきまして2ページでございます。今まで申し上げたような特徴があるわけでございます。この中でS u i c aとかP A S M Oといったものは、おおむねそれぞれ上限は2万円、いわゆるチャージできるのは2万円ということでございます。こういったものについて、2番の方でございますけれども、これまでの整理ということで書いてございまして、あわせて資料E、横長の資料を御覧いただきたいと思っております。

まず、最初にS u i c aに1万円チャージをしたのが平成21年1月10日ということで、まずこの段階で実際に現金が手元からなくなってS u i c aのカードの中にチャージ分が入ったということで、1万円の支出として記載いただく。これが資料Dの方で言いますと、チャージした時点ということであります。その他の経費のところに記載をする。

そして今度は、使った場合、1月20日に300円、1月30日に200円というふうに使った場合は、それぞれ記載をいただくわけではありますが、もともと現金がないところに使ったということで、このまま支出にだけそれぞれ記載をすると、手持ちの現金のバラ

ンスが崩れますので、バランスをとるといふ技術的対応として、その下、収入簿の欄に、それぞれ対応する形で支出相当分と記載していただく。こういったことになっているわけでありませう。

ちなみに今の資料Eに色がついているかと思いますが、これにつきましては、まず私どもの方の会計帳簿ソフトをあわせて御紹介申し上げますと、この赤の部分は、実際にそれぞれ会計責任者が記入をしていただく、入力をしていただく部分でございます。

そしてこの両建ての場合は、右側のところに点々で備考欄に書いてございますが、会計帳簿作成ソフトでは支出・収入同額計上ボタンというのがございまして、これをクリックすることによって自動的にその下の青い部分というのが記入されるということでございます。そして緑の部分は当然自動計算で出てくるといったものでありますので、この会計帳簿を使うと、御覧の青字の部分というのはワンクリックで対応ができるということになってくるわけでございます。

そういったことでこれまでは処理をしてきているわけでありませうけれども、資料Dの3ページを御覧いただきたいと思ひます。以上のようなものについて簡便化をするということについて2つの方法があるのだらうと思われるわけでありまして、1つは、先ほど申し上げた原則の現金主義の方を重視する。そしてもう1つはBでございますけれども、支出実態の方を重視するといったような方法があるのだらうと。

横長の資料のEの方にお戻りいただいて、2ページをお開きいただきたいんですけども、簡便化方策、今申し上げた現金主義というのを重視するということからいきますと、上のA、つまり1万円の現金を実際に払った部分だけを記入すればいいのではないかとひくことが考えられようかと思ひます。

ただ先ほど申し上げた支出の実態という、いわば附属する原則に対応するために、備考欄にそれぞれこの程度の記入をするといったことはあり得るのかと。この場合も、支出先、東日本旅客鉄道株式会社あるいはコンビニといったものについての住所といったところまでは、この例では記載をしておりませうが、こういった備考欄を活用して、サブの部分の原則を補完していくという方法、それからBの方は、その逆に、実際に活動したときをそれぞれ記載していくといったことで書いていくという方法があるのではないかとひくのが、このBの記載であります。

先に全体を眺めていただく意味で、その次の後払いを御覧いただきたいのですが、資料Dの4ページ、そして資料Eの3ページでございます。これは今の説明の裏返しというこ

とになるわけではありますが、後払いですので、まず最初にやれ食事だ、あるいは会議室の借り上げだというのがございまして、その後から支払いがやってくる。

実際に活動したのが1月20日と1月25日、そして引き落としがあったのが3月10日、バランスをとるために、最初に活動したときに、同時にその他収入の方にも両建てで収入を技術的な対応として計上する。こういった姿でありまして、これの簡便化方策として、横長の、次の4ページを御覧いただきたいのですが、実際に活動した方だけを記載すればいいのではないかというA、逆に実際に現金を引き落とされた、支払ったときの3月10日だけを書けばいいのではないかというのがBでございまして。それぞれ備考欄に御覧のような程度の記載といったことをしておくといった方法もあるのではないかということとであります。

資料Dの5ページを御覧いただきたいのですけれども、今申し上げたような方策、簡便化方策についての説明を書いているわけではありますが、ちょっと御覧いただきたいんですけれども、例えばこの場合にAでいった場合はどうなるかという点につきまして、若干の考察をさせていただいております。

まず2①の支出のみを記載して、支出実態を重視する。その下に・をつけておりますが、実際に活動したのと、それから引き落とししたもの、これが年度と書いてありますが、これは年の誤りですね、年をまたがった場合に、実際の支出額と帳簿上の支出額に齟齬が生じて、結果的には繰越額にも現金主義という面からいって齟齬が生じてしまうのが、今の場合のAといった場合であります。

E T Cなどにつきましても、使った段階ではどこからどこまで幾らかかったというのがなかなかわからないといった指摘もあるわけではありますが、これはおおむね2日後にはネット上で確認できるんだそうではありますが、こういった事情があります。

逆に②の現金主義を重視した場合は、どういう支出をしたのかわからない。例えばどこで飲食したのかといった、今も非常にマスコミから強い注目を浴びているような点について、必ずしも備考欄で明らかになる保証がないといった問題、あるいは今後、収支報告書には1万円超の支出について記載をするということになるわけではありますが、これをどう考えるかといったことも出てくるわけがございます。そういった問題点をそれぞれ抱えているということがございます。

ちょっと先に説明だけさせていただきますと、次に無償提供の場合でありますけれども、資料Dであれば6ページ、そして横長では5ページであります。横長の方を御覧いただけ

ればわかりやすいかと思いますが、例えば事務所の無償提供がなされているという場合に、収入の方に家賃相当、使用料相当といったことで、例えば1月20日に12万円と書いた場合、これは無償提供でございますので、現金は何も変わっていないということで、それに相応ずる支出簿の方に今度は金銭以外のものによる寄附相当分ということで12万円を立てるということになっているわけでありませう。

そして資料Dを御覧いただきたいのですけれども、前回もお話ございましたが、このようなことをしている理由としていまして、上の理由欄の①を御覧いただきたいのですけれども、物品やサービスの無償提供であれば寄附に当たらないということになってしまいますと、本来は政治団体が金銭を支出し、物品やサービスを購入するところを、他者がこれらの物品やサービスを無償提供してしまうということで、これは収支報告書に出てこないといったことになりまして、政治資金規正法で言いますところの収支の公開、さらには寄附の授受の規制といったような基本理念が失われてしまうということ、それから②の方でありますけれども、要するに現金と合わなくなってきてしまいまして、問題が生じるといったことであります。寄附につきましては、量的制限あるいは質的制限といった規制が法律でかけられている、罰則等もある、こういった中での対応ということでございます。

特にこの無償提供の取り扱いにつきましては、上記のような理由から、この取り扱いは維持をしていくことが必要だと考えてございます。今御説明申し上げたように、支出計上は、技術的な対応ということでありまして、本質は収入という部分を規正法で把握していくという点にございまして、その点も考えますと、やはりこれまでの取り扱いは維持していく必要があると考えているわけでございます。

それから次の7ページでありますけれども、無利子貸付の場合につきましても、これは通常支払うべき利子相当分というものを寄附として計上いただいて、そして同じく支出に同額を計上していただくという取り扱いでございまして、これも同じようにこのやり方を維持していく必要があると考えてございます。

それから最後ですけれども、8ページ、いわゆるASKULといったものについてでございますが、確かにいろいろなものを何回にも分けて文具を購入した場合においても、領収書は1枚ということでありますので、この領収書を複写するような形でそれぞれの支出に対応する部分がわかるような工夫をして提出していただくということで、これについてはこのやり方を周知すれば特段問題は生じないのではないかと。

事前にいろいろお知恵をお借りしまして、御示唆いただいた点を踏まえまして、例え

ば1枚の領収書についてコピーをしたものについて、その領収書のうち備品・消耗品費分として、椅子の購入費分が幾らといった例のような記載をしていけば、これは監査する側としても便利ではないかということでございまして、こういった方向で整理をさせていただきたいと考えております。

以上、何点か説明をさせていただきましたけれども、こういった状況等を踏まえて、1つの整理として資料Gという1枚紙、これも委員限りの資料でございますが、用意させていただいておりますけれども、記載方法に関して当委員会で御議論いただいて意見をいただければということでありまして、やはりこの収支報告書の今の建て方、それから法の趣旨からいって、基本の方はこれまでの収支両建て方式ということがあろうかと思っておりますけれども、一定のもの、下記のものに限って簡易な記載方法というものをとり得るものとしてはどうかと。

それから、今御説明申し上げたような諸点につきましての記載方法、これは私ども所管官庁の方から政治団体について周知を徹底するといったことではないかと思うわけであります。

まず1点目、前払い式についてでありますけれども、Suica、PASMO等、交通事業者が運営する電子マネーにつきましては、現金をチャージして交通費として使用する場合に限り、簡便化方策のA、つまりチャージだけを書くといった方法でも許容し得るのではないかと。これは先ほど申し上げたように、チャージの上限は2万円というのが現状でございますので、そういったことも考え合わせればこういったこともとり得るのではないかと。

2点目、後払いの方でありますけれども、この中ではETCについては、これは通常のクレジットカードと異なりまして、高速道路料金の支払いに限定されておりますので、同じく現金主義、先ほど御覧いただいた中でいえば簡便化方策のBといったものもとり得るのではないかと。

3点目、無償提供の取り扱いにつきましては、先ほども御説明申し上げましたが、当面現行の方法を維持するということをお願いしたいと思います。

それから4点目であります。先ほど御説明したようなこととございます。

今のこういった支払い方式の状況、それから法律、仕組みの今の建て方といったものを前提に当面、こういった点について御意見を頂戴できればということで用意させていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

【上田委員長】 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、御質問とか御意見ございましたらどうぞ。小見山委員。

【小見山委員】 この御説明について私は賛成でございますので、確認でございますが、我々会計をつかさどっている者にとってみると、とても簡単に表現できるのは、いわゆる収支報告書に関しましては、原則として発生主義ベースで記載していただき、例外的に前払い式、後払い式に限って、ここにありますように、交通業者が発行する電子マネーとかETCなどにつきましては、現金主義を採用するという形でまとめさせていただいてよろしいのでしょうか。

【上田委員長】 政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 今お聞きしたお話でいきますと、今申し上げた特にⅠからⅢまでの点についての、原則両建てで書いていただくという部分が必ずしも明らかにならないのかなと感じましたので、周知徹底の際の文言調整につきましては調整をさせていただければと思います。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 今のこの未定稿のGでいきますと、前払い式の場合は、じゃあ、何が両建てで書かなきゃいかんのかというと、商品券等は両建てで書かなきゃいかんということになるわけですね。そうすると、その区分の基準は何なんですかと。両建てですべきものと、いわゆる現金主義に着目した扱いということがあり、それから後払いの方も、個別のもので、ETCカードはいいけれども、そのほかはだめということになってはいますが、その都度その都度新しい支払い方式等が出てくると、その都度その都度やっていかなきゃならないし、会計処理をする方、帳簿をつけたり収支報告を書く方は、非常に複雑というのか、かえって困難になってくるのではないかなと。

大目的は何かというと、収支を公開して、国民がそれを見て、おかしいのはおかしいというふうに批判をしていくということなんですから、そういう記載をしてあるということをはっきりさせた上で、私は逆にもうちょっと簡便な方法でいいのではないのかなと思っております。

例えば商品券を何十万、何百万と買って、商品券購入幾らと書いているものがあつたら、やはりこれは何だろうと逆に思うわけですね。もうちょっと言うと、私は現金主義に徹してやったらどうなんでしょうかという考えで、だから商品券を幾ら買って、今度それを、大体商品券というのはそれで何か物を買うというよりは、だれかにやるものですよね。そ

ういう場合が多いですよ。だからそういうものを買って、今度はその商品券を使って何を買いましたというのを、二重に計上していかなきゃいけないという扱いをする必要は僕はないんじゃないかと。高額に流れる危険性が商品券とかはあるんでしょうが、そういうものも金額によって公開されるわけですから、何でこんな使い方をしたんだろうということで、またいろいろ批判等の対象にもなってくるということであれば、このSuicaやPASMOと同じ扱いをしていいんじゃないかと。

あるいはどうしてもそれをやると困るという事例が出てくるかもしれませんが、今の段階においてはそれでいいんじゃないかと思えますし、それから後払い式の方も、クレジットカードの場合には支払いをした時期ですね。クレジットカードで支払書が来ますよね。そうすると、どこに支払うのかというのが書いてありますよね。さっきの資料ではわからないような表現になっていますけれども、支出対象行為の内容がわからないとありますが、書いてあるので、そこを備考のところのいつの分だよ、どこどこへ支払った分だよということを書けばいいんじゃないのかなと思うんですけども。

大体クレジットカードというのは、端的に言うとなげ払いと一緒にすよね。なげ払いのときに、どこかへ飲食に行きまして、なげにしてくれよといったときに、発生主義によって、何月何日どこどこと書いて、現金で今度支払ったときにもう1回書くかと。そんなことしないですよね。

【上田委員長】 政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 御趣旨もよくわかるんですが、直近のなげ払いという意味では一緒と言えば一緒なんですけれども、なげ払いと違うのは金を支払う先が違うんですね。なげ払いであれば、飲食を行った店に対して後から払うんですけれども、クレジットカードの場合は、支払い先はあくまでもクレジットカード会社なんです。そこは動かしようがないんだろうと思ひまして、そうであれば、今、ちょっと配らせていただきましたけれども、例えば1つの折衷方式としてこういったことというのは考え得るのかなと。

つまり5万円の打ち合わせ食事代、3万円の会議室、いずれも1月20日と25日に使ったというのは備考で書いて、支払先はカード会社で、支払った年月日もカード会社に引き落とされた日という書き方があるのかと、こういうことだろうと思うんですね。

その場合に、下の方の課題というところに書いてございますけれども、この備考欄につきまして、必ずしも法令上、記載が義務付けられていないような点をどう考えるのかといった場合でありますとか、あるいはクレジットカードの場合は分割払いといったこともご

ございますので、例えば10回払いにした場合、この5万円と3万円で8万円というのが、5,000円と3,000円で8,000円みたいな形に例えばなるんですね、何月と
いったことになる。そうすると、例えば銀座のあそこで飲んで何で5,000円なんだ
みたいな感じの話も出てくるといったこともございます。

それからもう1つややこしいのは、クレジットの場合はリボルビング払いというのがござ
いまして、こうなると、毎月支払う金額が一定の上限だけ定められていて、一定の使っ
た金額の枠内であるとまぜこぜになって、月々幾ら、つまりここでいう金額が一定額にな
っちゃう。そうすると、何に使った金かもよくわからないといったことも起きてきてしま
うといったことがあります、なかなか私どもそこまで踏ん切りにくいなど。

そこで先ほど御説明させていただいたのは、やはりこういう実際に現金が出入りする
ときと、サービスを消費するときにずれてくるようなものについては、両建てを基本としつ
つも、Suica系と、それからETCについてはもう割り切る。というのも、上限も限
られているし、用途も限定されているので、この2つは当面割り切って、あのような書き
方にしてはどうかというのが我々の1つの現時点における結論なんですけれども。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 今の何回払いというのも、いついつどこに行きましたと。それは何回
払い分が今回支払いの対象になっていますということを備考欄に書けばいい。

【林崎政治資金課長】 備考欄で補っていくということですね。

【牧之内委員】 補っていけばいい話ではないのでしょうか。

それと両建てでやると、いわば収入も支出も二重に計上されていくことになりますよね。

【林崎政治資金課長】 部分的にですね。現金が動いていない、サービスの提供段階、
サービスを消費した段階、あるいは物品を購入した段階は両建てで、実際払ったのは片建
てになりますけれども。実際払ったときにはですね。

【牧之内委員】 実際払ったというのは例えば。

【林崎政治資金課長】 例えば3ページのクレジットカードの場合ですが、実際払った
のは3月10日に8万円。これは両建てにはなっていないですね。両建てで書かなきゃい
けないのは、実際打ち合わせたとき、あるいは会議室を借りたとき、これを両建てで書か
なきゃいけないということです。

【牧之内委員】 そうすると、クレジット代金の支払いをした8万円、それから打ち合
わせで発生をした8万円ですね。21年1月20日と。それから支払いをした3月10日。

これが支出では本来は8万円で済んでいるのに、16万円と出ますよね。だから二重計上されていることになりますよね。

【林崎政治資金課長】 なりますね。

【牧之内委員】 同じように収入もそういう扱いになりますから、そうすると、政治資金の総額が今年はどうだったというのは、必ず何%増だとか、過去と対してどうだというのは一番最初に出てくる情報ですよ。そういうものがどんどんこういう量が増えてくると、それこそ実態をあらわさないものになってくる危険性はないですかね。

【上田委員長】 どうぞ、政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 そこも確かにそういった御懸念もあるし、そういった問題もあるんですが、今の収支報告の公表時の金額というのは、まず純計ではないので、政治団体間のやりとりなどもそのまま両建てで載ってはいるんですね。そういった意味で、そういったもののボリュームに比べて、今のような御懸念というのは相対的には影響は小さいのかなと。むしろそれよりは、収支報告書を見たときに活動実態と現金の出入りがわかるといった点を重視すべきではなかろうかというのが、私どもの方の中でやっていた議論でございます。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 実態がよくわかるんじゃないかと言われるんですけども、この借上経費、例えば3ページでありますと、政治活動をし、組織活動をし、食事代と書いてありますよね。それからこのクレジットカードというの、この両者の関係というのは、非常に細かく見ていかないとわからないでしょう。

【林崎政治資金課長】 それは例えば上でいう打ち合わせ食事代、会議室借上費と書いてございますが、例えばこの右側の備考欄に（カード払い）みたいにでも書かないと、なかなか下の8万円と結びつかないのではないかと、こういう御趣旨ですか。

【牧之内委員】 そうです。カード払いで、この経費はまたクレジット代金の支払いはどこどこに書いていますよというようなことがないと、両者を結びつけてわかる人なんてほぼいないんじゃないですか。

【林崎政治資金課長】 確かになかなか一般の方がぱっと見てどうかという御指摘はごもっともです。政治団体サイドで問い合わせたところに対しては御説明申し上げ、またそういったところは御理解いただいているんですが、確かにそういった問題を抱えている部分はあろうかと思えます。

【牧之内委員】 いずれにしても、大目的からしたときに、あまり瑣末なものにこだわって、関係者の労を多くする必要はないというのが私の意見です。

【上田委員長】 政治資金課長、どうぞ。

【林崎政治資金課長】 御指摘ごもっともなことだろうと思います。我々が非常に懸念しておりますのは、例えば備考欄なしにクレジットカード払いで何十万とか、あるいは商品券で何十万とか、何に使ったかわからんといったような状況になってはいかんだらうと。やはり1万円を超える支出というのは明細を書けというふうになったわけでございますので、そこら辺の懸念と、それからこれまでの取り扱いとの間で、当面、先ほどお話しさせていただいたような処理というのを、これによって少なくとも、私ども説明会などで*S u i c a*とかETCについては大分御指摘も受けましたので、これについてのけりはつけることができるのかなとは思っているのですが、クレジットカードになると、どうしてもなかなか踏み切りがたい部分がございます、もう少し研究をさせていただければなと思うんですけども。

【牧之内委員】 クレジットカードというのは一番長期でどれぐらいですかね。まとめて払うのは。

【林崎政治資金課長】 例えばボーナス払いとかいうことになると、半年後とか、そういうのもあったり、とにかくいろいろなものがあるものですから、ちょっとなかなかそこまで一気にというのもどうかなと考えまして、実際にこれが動き出して御相談がいろいろ出てくる部分もあろうかと思っておりますので、ちょっとまたそういった状況、今御指摘のような点を何としても考えなきゃいかんという状況になれば、また御議論いただければと思うんですけども。

【上田委員長】 池田委員。

【池田委員】 現行法はどうなっているんでしょうね。

【林崎政治資金課長】 現行法は、私どもこれまで聞かれればお答えさせていただいているというのは、冒頭公表用資料でも御説明申し上げたようなことございまして、資料5でございまして。聞かれれば両建てということで御説明申し上げているんですけども、聞いてくればまだしも、聞いてこないままに書いて、何かきっかけがあるまで人の目に触れることもなく、存在しているような収支報告書もおそらくあるだろうとは思っています。

【池田委員】 現実にはどんな処理をされているのですか。

【林崎政治資金課長】 今申し上げたように、聞かれれば両建てで書いてくださいと、

今御紹介したような書き方をしてください、前払いの場合も、後払いの場合も、S u i c a の場合も、ぎりぎり聞かれればそう答えざるを得ないということでこれまでお話をできております。ただ牧之内委員御懸念のように、必ずしも浸透しているようにも感じられないということです。

【池田委員】　　ということは、多くの人は現金主義で書いておられるだけで、中の明細については両建てしていない人が多いわけですね。

【林崎政治資金課長】　　そこは検証したことがないし、なかなかできないので難しいんですけれども、なかなかこの両建て方式、今、私の方からさらさらと御説明させていただきましたけれども、飲み込んでもらうのには、電話照会でも一生懸命うちの担当者が説明しておりますので、少し時間がかかっているという感じはします。

【池田委員】　　ただやはり実際にやっておられる現場の意見を聞きながらやらなくては、非常に混乱するようなことをすれば、本来の目的が過重負担になってしまうようなことになっては、またそれに対して何か抜け道のようなものができたとしたらね。

【林崎政治資金課長】　　過重負担の問題を何とかしたいということで今、御相談をしております、ここの穴を大きくあけると、逆に法の趣旨が抜け道がどんどんできてしまうということも懸念しながら、ぎりぎり当面こんなところかなというふうには思ったんですけれども、これ以外に例えば並んでいるもので、御覧いただいた中で、政治団体が頻繁に使っているものがどの程度あるのか。私どもの説明会などを通じて問い合わせが多かったのが、このS u i c a と E T C という実態ではあるんですね。

それから商品券の問題は、先ほどちょっと御説明を省かせていただきましたけれども、資料Dの2ページであります、資料Dの2ページの1. 特徴の下に※が2つついていますが、その2つ目の※、商品券、ギフト券等をみずから使用する場合は記載方法についての検討でありまして、贈与等を目的として購入する場合は単なる物品等の購入取り扱い、つまり2本建てする必要はない。

買ったときには1本書きますが、それをそのまま人にやっちゃったときには、それで終わりの話になっちゃうんですけれども、自分が使うときに両建てで書いてもらうという話になっているということなんです。

【牧之内委員】　　そうすると、自分が買った商品券を配りましたと。少し余ってましたと。それから今度、人からもらったものがありますと、それを合わせて使うとか、いっぱいあると思うんですよね。そういうのを一々、余ったものの分はもう1回何に使ったか

を書きなさいと。

【林崎政治資金課長】 自分で使う場合はですね。

【牧之内委員】 合わせて買いましたという場合は一体どうなるんですかと。余ったものと、他人からもらったものが。

【林崎政治資金課長】 今の両建て方式だと、非常にそこは例外なくうまくかけるので、買ったときに、とにかく現金を払ったときに1本建てます、使ったときには両方建てますということなので。

【牧之内委員】 両方建てるんだけど、それは両方建てるというのは、例えば10万円買って8万円は人にやりました、2万円残ってましたと。そして今度、逆にほかの人から、収入ですよ、本来の収入として商品券をもらいましたと、お歳暮とか何かでですね。5万円もらいましたと。残った2万円と合わせて7万円のものを買いましたと。

【林崎政治資金課長】 もらった段階で5万円の寄附をもらったという、その1件による寄附ということになるんだと思うんですけども。

【牧之内委員】 それはそうですね。じゃ、2万円の扱いですね。2万円はこの両建ての青字収入になるわけですね。

【林崎政治資金課長】 青字収入ですね。自ら使うということですからね。

【牧之内委員】 物を買うときに商品券を一部使うとか、そういうこともありますよね。

【林崎政治資金課長】 あるでしょうね。

【牧之内委員】 そういうのを一々書かなきゃいけないという指導をすると、大変じゃないですか。

【小見山委員】 ごめんなさいね、話の途中で。これは非常に難しいんですが、私は素人なので、そもそも論に戻って、支出というのはどういうものかということが、政治資金規正法の第4条の5に書いてあるんですね。そこを読ませていただきますと、この法律において、支出とは金銭がまず1つですね。その次に物品その他の財産上の利益の供与また交付という形になっているので、ここにおきましては、金銭のみに限らず、いわゆる物品とかサービスの提供とか、こういうものをした場合もそれを書けどこには書いてあるんですね、明確に。

【牧之内委員】 それはそうです。

【小見山委員】 ここを読ませていただくと、完全に現金だけの出ていったものを支出というふうにはとらえていないということですね。

それから第4条の同じく収入につきましても、やはり第1項で収入とはという形で、これも現金だけじゃなくて、役務の提供を受けた場合も収入に入るのだと明確に書いてあるのを、これをこのままとってしまうと、今、牧之内先生のおっしゃるような形にはなかなかならないんですね。

ただ私としては、どうしてもきちんとした帳簿をつけていただく、この団体もこの団体も同じような形で、きちんと統一した形でつけていただくということがやっぱり大切なこととございまして、簡易であれば簡易であるほど、それは標準化してくるんじゃないかなということなので、今、この文章を読みますと、発生主義というか、両建てがまず原則にあって、その次に例外に現金という形になっていくんですが、簡易にするにはどうしても現金が先に、現金の支出と収入が先になってくるということになってきますので、ちょっとお考えいただきたいのは、私どもは統一したものでやっていただければ、それに応じて監査人はそれをチェックする形にはなっています。

それからもう1つは、取引がどんどん複雑になってくる。複雑なものを考えなくちゃいけないということなので、この第4条をどこまで理解していくかということをもう1度検討していただいて、お考えの方をもう少しまとめていただいた方がいかなと思います。

今、課長のおっしゃるようなことがまさに第4条に書いてあるとおりですし、牧之内委員のおっしゃることは、やはり標準化させようという我々の趣旨でもありますので、そういうところで歩み寄れるものをお考えいただいたらどうかなと思うんですけど。

【牧之内委員】 おっしゃるとおり、収入と支出の定義は非常に広くて、それはすべて収支報告書に記載しなさいとなっていますから、今、政治資金課長が説明してきているような、ちょっと一般的にどうかいかなというような取り扱いにならざるを得ないということなんですが、私が言っているのはちょっと暴論かもしれないんですけども、この際、この法律のそもそものところに立ち戻って考えた方がいいんじゃないでしょうかねということで、収入なんかは従来から問題である無償提供というものが、それは収入でございますよ。それは収入の寄附の量的、質的な制限の中に入るんですよということで、そこにまさしく意味があるんですね。

そこところがちゃんとチェックできるようなものを用意すれば、すべて収支報告書に書いて、ありもしない支出を建ててという取り扱いをする必要はないわけですよ。だからそういうのを考えるべきじゃないのかなということがありまして、それがどこまでできるのかわかりませんが、ただそういうのがあるものですから、ちょっと今の段階であまり

細かくこうだ、こうだとぎりぎり固めていったら、ちょっと得策じゃないのじゃないのかなという気持ちがあるものですから、さっきからずっとしつこく申し上げているんですが、SuicaやPASMOが踏み込めるのであれば、もうちょっと踏み込んでもいいんじゃないかということです。

【上田委員長】 政治資金課長。

【林崎政治資金課長】 一応今、こうしていろいろ御意見をお伺いしているのは、先ほど冒頭申し上げたように、収支報告の手引きといったものをつくりたいがためでございます。その収支報告の手引きにどの程度こういった形で記載していくかという点については、特にこれに関連する部分はまた御相談させていただきたいと思えます。

【上田委員長】 事務局長。

【丹下事務局長】 政治資金課の方としても、これまで法律の定義、あるいはこれまで行ってきた解釈との整合性を考えながら、現段階でここまでは簡便化できるんじゃないかという、ぎりぎりの限界をここで説明していただいたんじゃないかと理解しております。

一方で、政治団体が全部で7万団体程度あるうち、今回の監査の対象は4、5千団体と思えますので、そこで今、牧之内委員から御指摘があった、もう少し簡便化できないか、解釈を広げられないかということは、法律の枠組みは守りつつも監査をどこまですべきなのかという観点から、第三者委員会としての委員会で議論して、ここまでならいいんじゃないかという結論は出せると思うんです。

一方でそれをあまりやり過ぎると、先ほど話がありましたように、いわば規制緩和をし過ぎて抜け穴ができちゃったりして、委員会の信頼性に関わる、監査の信頼性に関わるということもございますので、そのバランスを見ながら、どこまで可能かということをお議論すべきかなとは考えております。

【上田委員長】 池田委員。

【池田委員】 今、ペーパーが回ってきました。クレジットカードによる支払いにおけるA・B折衷方式ですね。これが一番いいんじゃないですか。

【林崎政治資金課長】 これについての課題は、先ほど申し上げたようなことがございまして、それをどう評価するかと。

【池田委員】 それは備考にそれを注記すればいいんじゃないですかね。

【林崎政治資金課長】 備考にどこまでこういった形で書かせるかというあたり、あるいはそれを法令上どう担保していくかというあたりが課題かなと思っております。ぎりぎ

り言って、例えば備考欄がない場合に違法かどうかといった議論も起こり得る話でございます。まして、なかなか我々それを違法だと言いたくはないんですけれども、この備考欄とは何かというところもあって、なかなか悩ましいところではあるんです。1つの解決の方向としてこういったこともあり得るんだろうと思うんですけれども。

【池田委員】 それからもう1点、無償提供の場合、表示するのに金額を表示しなければならなかったですね。それはどうなのでしょうね。なかなか難しいけれども、やはり金額でなかったらいかんわけですよ。

【林崎政治資金課長】 社会通念で相当の金額といった以上のことは、これまで私どもの方からも申し上げていないところでありまして、そういうことなんです。それはいろいろなケース、いろいろな事情が起こり得るでしょうから、最終的には国民に公開していく中で、受けるべき批判は受けるといったところで解決されてくるものだという建前でできているものですから。

【池田委員】 家賃の問題で今、問題になっておりますけれども、しかしそれが高いの安いということは、登録監査人の権限というか、そういうものには関与しないということですか。金額が出てきたら、寄附という形で両建てされているかどうかということをチェックすればいいと。

【林崎政治資金課長】 そこは監査の方法をどうするかという点については、なかなか私どもの方から申し上げにくいんですが、例えば私どもの方に問い合わせがあった場合には、社会通念上、その使用実態に合わせて相当な金額を書きいただくべきもの、というお答えをさせていただいているということなんです。

【池田委員】 だからそれで金額が出たら、例えば極端に言えば、200万円であろうと、1万円であろうと、その人が社会通念上、これが正しいと思っているんだから、計上されていけば、監査人としてはそれ以上のものに踏み込まないということですね。

【丹下事務局長】 よろしいですか。繰り返し申し上げますように、今回の支出に対する監査は、実際それがそのとおり支出されているかどうかを領収書等を通じて確認する作業であって、その支出が高いとか安いとか、そういう妥当性についてまで監査するものではないということは、繰り返し申し上げているところでございます。

【池田委員】 だから無償についてもそうですね。

【丹下事務局長】 そうです。

【池田委員】 金額の評価についても、それを高いの安いのところまで関知しな

いということですね。

【丹下事務局長】 同様だと思います。

【池田委員】 わかりました。

【牧之内委員】 今、また事務所の問題、それこそ記載ができていないというのが出ていますけれども、個々具体的にそういう話が出たときは、これは領収書徴難に書くということになるんですかね。

【上田委員長】 参事官。

【松崎参事官】 両建ての支出になる場合は、支出の方は領収書がございませんので、徴難に書いていただくという取り扱いになります。

【小見山委員】 ちょっとよろしいですか。

【上田委員長】 小見山委員。

【小見山委員】 これはまたそもそも論で、こんなこともう少し勉強しろと言われるので申しわけないんですが、この委員会の仕事が法第19条の30に書いてありまして、その第1号が収支報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めることと、こう書いてあるんですね。これは今、資金課長の方で御説明いただいているこの方法というのは、これはこの委員会で最終決定をすべき項目になるんでしょうか。

【林崎政治資金課長】 今、私どもの方から申し上げているのは、先ほど来の趣旨で御意見を頂戴しているところでございます。それを受けて、あるいは今後のプロセスの中でどうかというのは、これは事務局長の方から御説明があろうかと思うんですけれども。

【丹下事務局長】 基本的には、今、政治資金課長が申し上げたのは、現行の政治資金規正法の体系的な解釈の中でのことを申し上げているかと思えます。我々が言っています法第19条の30の方は、それにやや至らない、その周辺部というんですかね、法解釈だけでは足りないもの、あるいは空白の部分、そこを埋めるような作業で、それが正当に監査を行うために必要であると判断されたものは、委員会の方で判断できるというのが一般的な解釈ではないかと考えております。

【小見山委員】 わかりました。ということは、資金課の方である程度の線を引いていただいた中で、それをもとにして我々の方は検討するという形よろしいんですね。

【丹下事務局長】 それを前提として、それで法律の枠内で可能なことは、我々の委員会の中で決め得るんじゃないかと考えております。

【小見山委員】 わかりました。

【丹下事務局長】 1点だけよろしいですか。

【上田委員長】 事務局長。

【丹下事務局長】 事務所の無償提供の話が出ましたので申し上げますと、これまで何度も委員からも御指摘がございましたように、本来は収入の話なんですね。支出はそれの制度技術的な反映であるということですから、本当はちょっと本筋から離れたところにあるにもかかわらず、世間では非常に話題になっているというものでございます。そういう中であって、政治資金課の方で「手引き」をつくってもらい、まず実態がわかっている政治団体側で、そこをどういうふうに把握して書いてもらうのかという、まずはコンプライアンスを高めてもらうということが大事だと思います。それで今、このような御説明を申し上げたと考えております。

そういう中で、こういったことが世間から随分指摘されていますので、定型的に確認することができるならば、それに越したことはない。すなわち監査の信頼性を高めることができると考えているんですけども、何分にも監査自体が始まっていない状況でございますので、実態を見ながら、あわせてそういう中で監査の運用状況を見ながら、その確認の適否についてはできるだけ前向きな方向で検討していきたいと考えているところでございます。

【上田委員長】 では、次に第3の議題の「登録政治資金監査人の登録状況について」説明を事務局をお願いします。

【松崎参事官】 それでは、資料6、1枚紙でございます。現時点での登録の状況でございます。先週の金曜日、10月3日現在でございますが、登録済みとなっております件数が455件でございます。一方で、登録の申請を私どもで受け付けましたのは808件となっております。この差は、これからその書類の確認をして、また証票等を作成しましてということで、事務的には登録の申請を受け付けてから1カ月以内には登録をしたいと考えております。

したがって差が出ておりますが、これは登録できないとか、そういうことではございませんので、これから登録を進めていくということでございます。

なお455の内訳を申し上げますと、税理士の方が370、公認会計士の方が76、弁護士の方が9となっております。8割を超えるのが税理士の方々という状況でございます。

以上でございます。

【上田委員長】 何か御意見、御質問ございますか。

では、以上の資料の取り扱いにつきまして、事務局から説明をお願いします。

【丹下事務局長】 監査マニュアルにつきましては、これまで7回の御議論を賜りました。あわせて政党、各士業団体又は個人の方から御意見を賜りまして、修正すべき部分については修正いたしまして、委員会においても御議論賜ったところでございます。

本日、委員の皆様のご合意が得られたものにつきましては、委員会終了後、おそらく夕刻になるかと思っておりますけれども、委員長から報道発表していただきたいと考えております。

残る資料につきましては、次回以降の委員会において引き続きお諮りして議論させていただきたいと思っております。

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、そのほかの事項について事務局から何かありますか。

【松崎参事官】 それでは、審議状況につきましては、ただいま事務局長から申し上げましたとおり、本日は委員長から記者会見で発表していただくという予定でございます。公表用の資料もその場で配付の予定でございます。

本日の議事要旨につきましては、あすの夕方頃に御確認の御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。

次回の委員会の開催等につきましては、事務局に説明をお願いします。

【松崎参事官】 次回の委員会につきましては、日程調整をさせていただきました結果、10月31日金曜日の午後開催させていただきたいと存じます。

【上田委員長】 本日は長時間にわたり熱心に御審議いただき、どうもありがとうございました。